

鴨川市管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第9号

鴨川市管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市管理職手当の支給に関する規則（平成17年鴨川市規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

職名等	管理職手当の額
行政職給料表8級の職	46,800円
行政職給料表7級の職	36,200円
行政職給料表6級の職	24,500円
教育職給料表2級の副園長及び3級の職 医療職給料表(三)5級の保健師長及び看護師長	23,700円
医療職給料表(一)3級の病院長及び医療参事	133,000円
医療職給料表(一)3級の院長代理及び副院長	106,300円
医療職給料表(一)2級の院長代理及び副院長	86,300円
医療職給料表(一)2級の医長	64,800円

別表第2（第2条関係）

職名等	管理職手当の額
行政職給料表8級の職	39,100円
行政職給料表7級の職	28,600円
行政職給料表6級の職	19,000円
教育職給料表2級の副園長及び3級の職 医療職給料表(三)5級の保健師長及び看護師長	17,400円
医療職給料表(一)3級の病院長及び医療参事	116,900円
医療職給料表(一)3級の院長代理及び副院長	93,500円
医療職給料表(一)2級の院長代理及び副院長	78,900円
医療職給料表(一)2級の医長	59,100円

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。